

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和2年6月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900071号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000001号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月4日の標準賞与額を43万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月4日

請求期間について、A社から賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、その賞与に係る厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成21年分賃金台帳」及びB厚生年金基金から提出された「被保険者記録の調査一覧表」により、請求者は、請求期間において、同社から43万9,782円の賞与を支給され、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月4日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(磁気媒体)を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し被保険者整理番号を誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成21年12月4日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900072号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000002号

第1 結論

請求者のA社における平成23年7月8日の標準賞与額を59万9,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年7月8日

請求期間について、A社から賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、その賞与に係る厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成23年分賃金台帳」及びB厚生年金基金から提出された「被保険者記録の調査一覧表」により、請求者は、請求期間において、同社から59万9,258円の賞与を支給され、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年7月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(磁気媒体)を年金事務所に対し被保険者整理番号を誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年7月8日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。